

## 議案第 9 3 号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例  
企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 2 8 年 3 月条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「養育するため 1 日の勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、「範囲内の」を「範囲内又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

### 提案理由

企業職員の部分休業に係る給与について所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。